

相楽東部広域連合立学校に勤務する用務員及び調理員の服務基準に関する規則

平成 21 年 4 月 1 日

教委規則第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、相楽東部広域連合立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に勤務する用務員及び調理員（以下「用務員等」という。）の服務の基本的事項に関する基準を定めるものとする。

(服務の基準)

第 2 条 用務員等は、学校に勤務する職員としての職務及び責任の重要性を自覚して、上司の指示に対して誠実に従い、円滑な学校運営ができるよう心掛けるとともに、特に次の事項を守らなければならない。

- (1) 児童及び生徒に対して常に愛情をもって接すること。
- (2) 外来者に対して、言語、動作等は、常に親切かつ丁寧であること。
- (3) 用務は、迅速確実に行い、特に用務のない場合にあっては、命じられた用務に応じられるよう待機の姿勢であること。
- (4) 職務上知り得た校内事情、文書等の内容は、みだりに他に漏らさないこと。
- (5) 器物の取扱いを丁寧にし、万一破損し、又は不足を生じたときは、直ちに校長に申し出ること。
- (6) すべての公用物又は私用物については、公私の区別を明らかにして取り扱うこと。
- (7) 学校の内外で起きた事件について、職務上必要があると認めた場合は、直ちに校長に報告すること。
- (8) 非常災害発生の場合は、直ちに応急の処置をとるとともに、上司の命を受けて学校の防護にあたること。

(用務員の職務)

第 3 条 用務員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 校舎内外の清掃及び整理整頓に関すること。
- (2) 校舎内外の巡視、火気取締り及び戸締りに関すること。
- (3) 校舎、校地、器物、電気及び水道等の学校管理に必要な簡易な修繕に関すること。
- (4) 学校内外の文書の送達、受領及び連絡に関すること。
- (5) 郵便物、電話及び外来者の取りつぎに関すること。
- (6) 各種学校行事の準備及び後始末に関すること。
- (7) 冬期間の暖房作業及び除雪作業に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、校長が特に指示した事項

(調理員の職務)

第4条 調理員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 給食の調理に関すること。
- (2) 給食室並びに給食物品庫の清掃、整理及び火気取締りに関すること。
- (3) 給食物資の検収及び整理に管理すること。
- (4) 給食器具及び給食設備の管理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、校長が特に指示した事項

(勤務時間等)

第5条 用務員等の勤務時間は、相楽東部広域連合に関係町村の条例を準用する条例（平成20年相楽東部広域連合条例第7号）第2条第8号及び第3条第7号の例による。

2 前項の勤務時間の割振りは、学校長の定めるところによる。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、用務員等の服務に関し必要な事項は、教育長の承認を得て、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。